

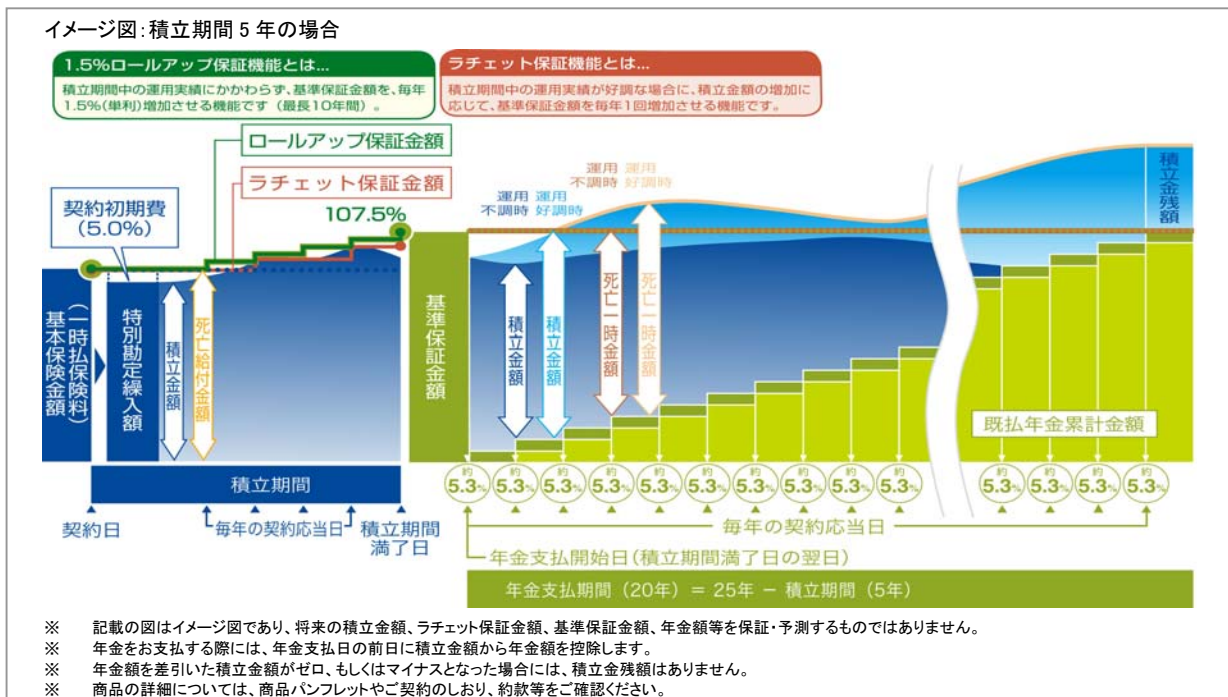
## アクサ生命、野村証券を通じて 有期年金タイプの変額個人年金保険の販売を開始

アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表執行役社長兼 CEO:ジャン=ルイ・ローラン・ジョシ)は、1月30日より野村証券株式会社を通じて「アクサ投資型年金<円建>ロールアップ機能付受取総額保証型(有期)」(正式名称:変額個人年金保険(09)有期D2型)の販売を開始します。

販売を開始する変額個人年金保険は、積立期間に応じて毎年1.5%(単利)ずつ基準保証金額が増加(最長10年間)するロールアップ保証機能や運用成果を基準保証金額に反映させるラチェット保証機能を備えた、有期年金タイプの商品です。年金の支払開始は、1年後から22年後まで任意に設定が可能で、年金受取総額が保証されています。同社では、既に弊社の終身年金タイプのロールアップ機能付受取総額保証型を販売しており、新たに、有期年金タイプがラインアップに加わりました。

アクサ生命は、現在42の金融機関を通じて、年金受取総額を保証する変額個人年金保険と年金原資を保証する変額個人年金保険を販売しています。そのうち今回の年金受取総額を保証する有期年金タイプの変額個人年金保険を販売する金融機関は、野村証券を含めて8金融機関となります。

アクサ生命は今後も、多様化するお客さまのニーズに対応するために、最先端のサービス、革新的かつお客さまにとって最適な商品をご提供してまいります。



### アクサ生命について

アクサ生命は AXA のメンバーカンパニーとして 1994 年に設立されました。AXA が世界で培ってきた知識と経験を活かし、多様なお客さまのニーズにお応えするため、死亡保障や医療・がん保障、年金、資産形成など、幅広い商品を多様な販売チャネルを通じてお届けしています。

### AXA について

AXA はフィナンシャル・プロテクション分野で世界をリードするグローバル企業です。ヨーロッパ、北米、アジア太平洋地域を中心に、世界各国で事業を展開し、パリ証券取引所に株式を上場しています。詳細は [www.axa.com](http://www.axa.com) をご参照ください。

～本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします～

アクサ生命保険株式会社 広報部  
電話: 03-6737-7140 FAX: 03-6737-5964  
<http://www.axa.co.jp/life>

このプレスリリースに記載の商品をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

## 変額個人年金保険(09) 有期 D2 型

### アクサ投資型年金<円建>ロールアップ機能付受取総額保証型(有期)

#### 変額個人年金保険の投資リスクについて

- ・ この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- ・ 特別勘定資産の運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。
- ・ 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

#### 諸費用について

この商品にかかる費用の合計額は、下記の各費用の合計額となります。

#### 【ご契約時】

- ・ 契約初期費:一時払保険料に対して5.0%

#### 【積立期間中および特別勘定年金の支払期間中】

- ・ 保険関係費:特別勘定の積立金額に対して年率2.95%
- ・ 運用関係費:投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%(税抜:0.21%)  
※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

#### 【一般勘定で運用する年金の支払期間中】(一般勘定で運用する年金に変更された場合)

- ・ 年金管理費:年金額に対して1.0%  
※将来変更される可能性があります。

#### 基準保証金額について

- ・ 基準保証金額は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておりません。
- ・ 基準保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。